

# 機 関 指 定

令和8年4月現在

- 保険医療機関
- D P C対象病院
- 指定自立支援医療機関  
(育成医療、更生医療、精神通院医療)
- 原子爆弾被爆者一般疾病指定医療機関
- 戦傷病者特別援護法指定医療機関
- 第二種感染症指定医療機関
- 労災保険指定医療機関
- 生活保護法指定医療機関
- 公害医療機関
- 養育医療指定医療機関
- 紹介受診重点医療機関
- 難病の患者に対する医療等に関する法律  
第14条第1項の規定による指定医療機関
- 指定小児慢性特定疾病医療機関
- 臓器提供施設
- 地域医療支援病院
- 地域災害拠点病院
- 救命救急センター
- 病院群輪番制病院
- 総合周産期母子医療センター
- 地域がん診療連携拠点病院
- 臨床研修病院
- 児童福祉施設（助産施設）